

## 第1章 名称及び事務所

- 第1条 本会は西日本聴覚障害者テニス協議会と称する。  
第2条 本会は事務所を事務局宅に置く。

## 第2章 目的及び事業

- 第3条 本会は、西日本全域における聴覚障害者のテニスの健全なる普及・発展とスポーツ精神の高揚を期待し、加盟団体相互の連絡と融和をはかり、あわせて技術の向上と育成に寄与することを目的とする。  
第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。  
(1) 西日本テニス愛好者の拡大とレベルアップ  
(2) 各種テニス大会、講習会などの開催  
(3) その他、本会の目的の達成に適する事業

## 第3章 組織

- 第5条 本会は次のものの個人登録によって組織される。  
(1) 聴覚障害者  
(2) 健聴者は賛助登録することが出来る。  
(但し、聴覚障害者とコミュニケーションが図れる者)

## 第4章 役員

- 第6条 本会の決議機関は理事会であり、役員は次の通りで構成される。  
(1) 理事会は規約第5条に基づき、登録者より選出される。各クラブにつき最低1名を定数とし選出する。  
(2) 役員は、総会において選任、解任を行う。
- |             |      |
|-------------|------|
| 理事長         | 1名   |
| 事務局長        | 1名   |
| 会計          | 1名   |
| 大会進行責任者     | 1名   |
| 企画担当        | 1名   |
| 監事(会計監査も含む) | 2名以内 |

- (3) 事務局に局員若干名を置くことが出来る。  
第7条 理事会の任務は、次のとおりとする。  
(1) 理事会は活動方針、事業計画、予算、決算を審議し、承認する。  
(2) 理事会は決定された活動方針に基づいて、事業計画を執行し、本会の運営にあたる。  
第8条 理事長は本会を代表し会務を統括する。  
第9条 事務局長は理事長を補佐し、欠席事故あるときはその職務を代行する。  
第10条 事務局長は理事会における決議による具体的事項を各クラブへ連絡、報告する。  
第11条 監事は本会の業務および会計を監査する。監事はあらゆる会議に出席し意見を述べる事が出来る。  
第12条 役員任期は、2年とする。

## 第5章 理事会

- 第13条 本会の理事会は、理事長が召集する。総数の半数以上の出席(委任も含む)で成立し、かかる出席者の過半数をもって決議される。  
第14条 本会の理事会は、会議の目的、日時及び場所は2週間前までに通知しなければならない。

## 第6章 定期総会

- 第15条 定期総会は次年度最初月(1月)に開くこととする。  
※会員の招集が難しい場合は日程変更することがある。
- 第16条 定期総会は、登録人数の半数以上の出席(委任も含む)で成立し、かかる出席の過半数をもって議決される。

## 第7章 資産及び会計

- 第17条 本会の資産及び会計は次のとおりとする。
- (1) 個人登録料
  - (2) 事業に伴う収入
  - (3) 寄付金
  - (4) その他の収入
- 第18条 本会の会計度は毎年一月一日に始まり、十二月一日に終わる。
- 第19条 本会の登録料は年会費五千元、プラス試合参加料1大会毎に千円徴収する。但し、高校生以下の学生は年会費二千円とする。  
1大会のみのビジター参加料は三千元、高校生以下の学生は千五百円を徴収する。但し、過去2年間(年度)で大会参加なかった場合に限り、1回目は二千円とする。

## 第8章 諸手当細則

- 第20条 テニスコート料について
- (1) 身障減免申請による無料コートは会計から支給されない
  - (2) (1)以外で全額有料コートは会計から全額支給する。
- 第21条 謝礼について  
テニスコート渉外として謝礼金として一大会毎二千円を支給する。

## 第9章 附則

- 第22条 2015年1月24日より施行  
2024年1月27日一部改正